令和7年度 後期選抜募集要項

福島県立相馬高等学校

〒976-0042 福島県相馬市中村字大手先57番地の1 TEL 0244-36-1331 FAX 0244-36-6149

1 アドミッションポリシー

- ① 高い学習意欲や知的好奇心、積極性を有し、自己実現への明確な目標と高い向上心を持って努力を重ねることができる生徒を募集する。
- ② 協働と探究、自己の成長を重視し、多様な物事に対して主体的に挑戦しながら次世代のリーダーとして活躍できる資質・能力を有した生徒を募集する。
- ③ 何事にも意欲を持ち、自らを高めようと学び続けながら、伝統の継承や地域の発展に寄与することができる生徒を募集する。

2 募 集 定 員

普通科 募集定員120名から前期選抜の合格者数を除いた数 理数科 募集定員 40名から前期選抜の合格者数を除いた数 (前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。)

3 出願資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校(以下「中学校」という。)の前期課程を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 普通科は次の区域内に居住する者
 - ① 固 定 区(相馬市・相馬郡新地町・南相馬市鹿島区・南相馬市原町区)
 - ② 共 通 区(相馬郡飯舘村·南相馬市小高区)
 - ③ 隣接学区(双葉学区·県北学区)

ただし、隣接学区からの入学許可は普通科第1学年生徒定員の20%以内とする。

④ 宮 城 県(丸森町・山元町)

ただし、宮城県からの出願については福島県の前期選抜受験者に限り認める。

- ※上記①~④以外からの出願者については、指定された出願に必要な書類のほか①~④に該当する区域に保護者が居住することになることを証明する書類を提出しなければならない。また、 県外からの出願者は、さらに他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を提出しなければならない。
- (4) 理数科は県内通学区域の制限はない。(宮城県丸森町及び山元町からの出願については福島県の前期選抜受験者に限り認める。)
- (5) 前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

4 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入 学 願 書 福島県教育委員会所定の用紙。入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者は、入学願書に不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
 - ② 調 査 書 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。) ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、各高等学校長 の判断により、調査書の提出を免除することができる。
 - ③ 受験票用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの。
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書 福島県教育委員会所定の用紙
 - ② 健康診断書 令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの。ただし、文部科学大臣が中学校の 課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了し た者については、健康診断書の提出を免除できる。
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書 ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ 受験票用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、学科名、志願者氏名を記入したもの。
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、志願者氏名及び出願課程名を 記入したもの。なお、後期選抜において入学検定料を納付する 者のみが提出する。
- (3) 中学校長は本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

5 出願上の注意

(1) 入学願書、受験票用紙、入学検定料納付済証明書用紙、自己申告書用紙は福島県教育委員会(相双教育事務所)より受け取る。

- (2) 理数科を志願する者のうち、本校普通科の通学区域又は隣接する通学区域から出願する者に限り、 本校の普通科を第二志望とすることを認める。また、普通科を志願する者は、本校の理数科を第二 志望とすることを認める。(ただし、普通科・理数科ともに後期選抜を実施する場合に限る。)
- (3) 出願手続き完了後に、後期選抜受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。ただし、入学検 定料納付済証明書は、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

出願期間及び受付時間・場所

- (1) 期 令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。
- (2) 時 午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、速達・簡易書留の郵便料 金760円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和7年3月18日 (火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (3) 場 所 相馬高等学校事務室

自己申告書の提出

- (1) 自己申告書用紙は、入学願書とともに福島県教育委員会(相双教育事務所)より配布される。
- (2) 中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病 気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記 載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数で あっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満 の日数であっても希望する者は提出することができる。

- (3) 志願者は必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参 する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、簡易書留の郵便料金460円分の切手を貼付し た返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (4) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。 (5) 提出期間は、令和7年3月17日(月)から3月21日(金)までとする。郵送の場合には、3月2 1日(金)必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。 ただし、祝日は受け付けない。

出願先変更

- (1) 志願者は、令和7年3月19日(水)に、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間 は午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) 本校の理数科と普通科の間で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙 に後期選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に提出する。 ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、後期選抜出願先変更願、新たに作成

した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書(又はその写し)を、在学(出 身) 中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入 学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学(出身)中学校長を通して変更先の特別支援学校長 に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実 施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (4) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。 ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入 証紙」を貼付する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通 して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。 ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

10 選抜方法・選抜資料

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校教育 を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計 190点満点とする。

(2) 面 接

個人面接を実施する。個人面接では、中学校での活動状況、将来の希望の他、中学校における学 習成果(国語・数学・英語)を問う内容を含む。面接については、点数化し、60点満点とする。

(3) 作 文 作文を実施する。あるテーマについて、600字程度で自分の考えや思いを述べる作文とする。

作文については、点数化し、50点満点とする。

11 後期選抜日程等及び持参物

- (1) 目 時 令和7年3月24日(月) 午前8時30分までに本校に集合・点呼
- (2) 会 場 相馬高等学校
- ① 8時40分~ 8時50分 ② 9時00分~10時00分 (3) 目 程 日程説明・諸注意
 - 作文(普通科・理数科ともに)
 - ③10時20分~(終了次第下校) 面接(同 上) 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規
- (4) 持参物 各辺比率や角度記載の定規、分度器(分度器機能を有する定規を含む)、下 ※ 持ち込めないもの 敷、月や星座などの英語記載のある時計、計算機能や言語表現機能を有す るもの及び携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の 電子機器類

12 合格 者 発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に発表する。
- (2) 合格者には、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

13 そ の 他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。 ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 出願手続き等で不明な点は、相馬高等学校に問い合わせること。